

障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）と相まって、障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この条例において「障害を理由とする差別」とは、障害のある人に対し、正当な理由なく障害を理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行わないことをいう。

4 この条例において「コミュニケーション手段」とは、言語（手話を含む。）、文字表示、点字、音声、触覚、平易な言葉その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器・用具等）をいう。

5 この条例において「コミュニケーション支援従事者等」とは、手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳・介助者、知的障害者・発達障害者・精神障害者へ伝達補助等を行う支援従事者等をいう。

（基本理念）

第3条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。

2 障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を有する。

3 障害は、個人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生じるものであることから、障害のある人に対しては必要かつ合理的な配慮が行われなければならない。

4 市は、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害のある人の保護者、後見人その他の関係者が当該障害のある人の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害のある人の補佐人として行った補佐に係るものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。

5 障害のある人のコミュニケーションには、言語（手話を含む。）、文字表示、点字、音声、触覚等を使った多様な手段があると認識し、コミュニケーションに困難がある障害のある人に対する社会的障壁を除去するため障害に応じたコミュニケーション手段を支援することは、障

害者差別解消法第5条の規定に基づく必要かつ合理的な配慮の提供に係る権利として保障されなければならない。

6 障害のある人のコミュニケーションを支援するに際しては、次の各号に留意しなければならない。

(1) 視覚障害者のコミュニケーションに対する支援

視覚障害には、全盲、弱視、色弱、中途失明等における見え方の違いのあることを考慮し、文字の点字化、音訳、拡大化、コントラストの強調等を始めとした支援、さらに情報技術を活用した支援を行うものとする。

(2) 聴覚障害者等のコミュニケーションに対する支援

聴覚障害には、ろう、難聴、中途失調等における聞こえの違いがあることを考慮し、手話通訳、要約筆記を始めとした支援、さらに情報技術を活用した支援を行うものとする。また、喉頭摘出等により代用音声を使用する者に対する支援を行うものとする。

(3) 盲ろう者のコミュニケーションに対する支援

盲ろう者については、触手話、指点字その他の一人ひとりに適したコミュニケーション支援を行うものとする。

(4) 肢体不自由者等のコミュニケーションに対する支援

肢体不自由者等については、全身症状に起因する発声・発語等の困難さに応じた支援や失語症等の症状に応じた支援を行うものとする。

(5) 知的障害者、発達障害者及び精神障害者のコミュニケーションに対する支援

知的障害者、発達障害者及び精神障害者については、それぞれの障害の特性に対する正しい理解を踏まえ、平易な表現によるわかりやすい情報伝達やそれぞれの精神症状に配慮した支援を行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に掲げる基本理念に則り、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、障害者のコミュニケーションを支援する環境を整備するために、次の施策を障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく和歌山市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定に基づく和歌山市障害福祉計画との整合性を図りながら策定し、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) コミュニケーション手段の理解及び普及を図るための施策

(2) 市民がコミュニケーション手段に関する情報を得る機会の拡大のための施策

(3) 市民がコミュニケーション手段を選択することが容易にでき、かつ、コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備のための施策

(4) コミュニケーション支援従事者等の配置の拡充、処遇改善等のコミュニケーション支援従事者等のための施策

(5) その他コミュニケーション手段の促進のための施策

(市民等の役割)

第5条 市民及び事業者は、第3条に掲げる基本理念に則り、障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、市が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害を理由と

する差別を解消するための施策に協力するよう努めるものとする。

(障害を理由とする差別に関する相談)

第6条 障害のある人、その家族又はその関係者は、障害のある人への差別に該当すると思われる事案(以下「差別事案」という。)について、市に相談することができる。

2 市は、前項の規定による相談があったときは、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 関係者への事実の確認及び調査を行うこと。

(2) 関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。

(3) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。

(4) 関係行政機関への紹介を行うこと。

3 市は、障害のある人への相談支援を行う事業者(障害者総合支援法第77条第3項に規定する事業を行う者をいう。)に、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

(助言又はあっせんの申立て)

第7条 障害のある人は、差別事案があるときは、市長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障害のある人の家族その他関係者は、前項に規定する申立てをすることができる。ただし、障害のある人本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の規定による申立ては、その差別事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過しているとき(その期間に申立てができなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。)

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

(調査)

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第9条 市長は、前条の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、和歌山市障害者差別解消支援地域協議会(以下この条において「地域協議会」という。)に対し、助言又はあっせんを行うことについて諮問するものとする。

2 前項の場合において、地域協議会が助言又はあっせんを行うことが適当と認めるときは、市長は、当該差別事案に係る障害のある人及び関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告)

第10条 市長は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第 11 条 市長は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(意見の聴取)

第 12 条 市長は、第 10 条の勧告又は前条の公表をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び対象事案の内容を示して、対象事案関係者又はその代理人の出席を求めて、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該対象事案関係者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告又は公表することができる。

(和歌山市障害者差別解消支援地域協議会の設置等)

第 13 条 障害を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、和歌山市障害者差別解消支援地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

2 地域協議会は、障害者差別解消法第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

3 地域協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議すること。

(2) 市長が諮問する差別事案に対する助言又はあっせんに対して意見を述べること。

(3) 障害のある人のコミュニケーション支援に関する施策の実施状況等について意見を述べること。

(4) その他、障害を理由とする差別の解消の推進に関して市長が必要と認めること。

4 地域協議会は、委員 35 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 国又は地方公共団体の機関の職員であって、福祉、保健、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの

(2) 特定非営利活動法人促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の団体に属する者

(3) 障害者又はその介護若しくは支援をする者(以下「障害者等」という。)に関する団体が推薦する者

(4) 障害者等に係る福祉又は保健に関する学識経験者

(5) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 地域協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

9 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

10 地域協議会の会議(以下この条において単に「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

11 会長は、会議の議長となる。

12 地域協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

13 地域協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

14 地域協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

15 協議会の庶務は、福祉局社会福祉部において処理する。

16 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(雑則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山市障害者差別解消支援地域協議会の設置方針(案)

1 構成機関等

		種別	人数
行政	国の機関	法務局、ハローワーク	2
	市の機関	市長部局、教育委員会	6
	小計		8
関係機関	当事者	障害者団体	8
	教育	保護者会	1
	福祉等	社会福祉協議会・相談支援事業者	7
	医療・保健	医師・看護師等	2
	事業者	交通関係者	3
	法曹等	弁護士等	1
	小計		22
その他	学識経験者	大学関係、人権関係	3
	小計		3
合計			33

2 委嘱期間

2年（再任可）

3 委員長

互選により選出。職務代理者は、委員長が指名。

4 所掌事務

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に対して、差別事案に対する助言又はあっせんに対して意見を述べること。
- (3) 障害のある人のコミュニケーション支援に関する施策の実施状況等について意見を述べること。
- (4) その他、障害を理由とする差別の解消の推進に関して市長が必要と認めること。

5 協議会の庶務

福祉局社会福祉部障害者支援課